

愛媛県奨学資金貸与条例施行規則の一部を 改正する規則（案）の概要

1 改正理由

奨学生の採用における家計基準の見直しを行うため、この規則の一部を改正しようとするものである。

2 改正内容

奨学生の出願様式（第1号様式）の改正

- ・所得年額等の記入欄を削除

3 施行期日

令和6年4月1日

議案第48号

愛媛県奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。

令和5年12月22日提出

愛媛県教育委員会教育長 田所 竜 二

愛媛県奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県奨学資金貸与条例施行規則（昭和37年愛媛県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。
第1号様式を次のように改める。

(裏)

(本人が未成年者である場合)

出願について、保護者として同意します。

なお、保護者が複数の場合は、その全員の同意を得た上で、保護者の代表として署名していることを誓約します。

保護者

住所

氏名

本人との続柄

(本人が成年者である場合)

保護者であつた者

住所

氏名

本人との続柄

- (注) 1 本人及び連帯保証人の欄は、それぞれ該当する者が自署すること。
2 本人が未成年者である場合は、保護者の欄に保護者の代表が自署すること。ただし、連帯保証人と保護者が同一である場合は、当該欄の記入を省略することができる。
3 本人が成年者である場合は、保護者であつた者の欄に保護者であつた者が自署すること。ただし、連帯保証人と保護者であつた者が同一である場合は、当該欄の記入を省略することができる。
4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の愛媛県奨学資金貸与条例施行規則第1号様式の規定は、この規則の施行の日以後に提出される書類について適用し、同日前に提出された書類については、なお従前の例による。

議案説明

奨学生の採用における家計基準の見直しを行うため、この規則の一部を改正しようとするものである。